

県立高等学校将来構想審議会高校教育改革検証部会設置要綱

(設置)

第1条 県立高等学校将来構想審議会条例(平成19年宮城県条例第4号)第6条第1項の規定に基づき、高校教育改革検証部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の実施に係る成果及び課題の検証(以下「検証」という。)に関すること。
- (2) 検証に係る報告書の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検証の実施に関し必要な事務

(意見の聴取)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、教育庁教育企画室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。